

自動ダイレクトの手引き ～申告から納税まで簡単完結！～

【自動ダイレクトについて】

令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、申告書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引落としとなり、金融機関や税務署の窓口に向く必要がなくなります。

また、申告から納付までの手順が一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。

【事前準備】

- 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ）

（参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1か月程度

届出書提出	年 月	法人確認：	税理士確認：
登録完了通知	年 月	法人確認：	税理士確認：



- e-Taxで委任関係の登録

委任関係の登録手続き



ダイレクト

【納付税額の確認～納付完了確認までの流れ】

- 法人への申告税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認

（参考）口座引落日

- ・法定納期限前日までに申告書送信・・・法定納期限
- ・法定納期限当日に申告書送信・・・法定納期限の翌日（※）

※ この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。

（上限額：～R8.3.31 1,000万円、～R10.3.31 3,000万円、以降1億円）

- 引落とし口座の確認（複数登録の場合は、基本口座のほか、税目ごとに口座設定が可能）

- 引落日当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）

【申告書送信時の留意点】

《確定申告》

- 確定申告書（法人税、消費税）作成後「送信する」ボタン押下前に「私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します」を選択する。

《予定納税申告・消費税中間申告》

- 法人税予定納税申告や消費税中間申告はメッセージボックスに格納される「納付区分番号」からデータ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行う。

～ご利用の流れ（チェックリスト）～ 納付税額の確認から納付完了確認まで

① 納付税額、納付期限の確認（ 年 月期）

法人税	円	納付期限	月	日（ ）	確認→ <input type="checkbox"/>
地方法人税	円	納付期限	月	日（ ）	確認→ <input type="checkbox"/>
消費税	円	納付期限	月	日（ ）	確認→ <input type="checkbox"/>

※ 申告区分にチェックを入れ、予定、中間の場合は法人、税理士どちらが操作するかを確認。

予定、中間分

メッセージボックスに格納される納付区分番号から納付手続きを行い、自動引落し。

（納付手続者：税理士・法人）

確定分

申告書のe-Tax送信時に、（税理士等が）ダイレクト納付を行うための入力を行うことで自動引落しになります。

※ 法人税法75条や消費税法45条の2などによる申告期限の延長をしている場合、本来の申告期限（法定納期限）までに申告手続を行う場合に限り、自動ダイレクトが可能です。この場合は、申告期限が延長された日ではなく、本来の法定納期限に口座から引き落とされます。

なお、自動ダイレクトを利用されない場合は、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知から、納付を行う必要があります。

② 引落し口座の確認

_____ 銀行・信用金庫 _____ 本店・支店

口座番号 _____

③ 引落日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：税理士・法人）

※ 残高不足で口座引落しができなかった場合、「ダイレクト納付エラー通知」が税理士・納税者双方のメッセージボックスに格納され、「ダイレクト納付指定日」が自動で取り消されます。

また、この取消により、申告書等データの送信時に、メッセージボックスに格納された「納付区分番号通知」に、「今すぐに納付される方」ボタンが表示されますので、引落口座に入金後、「納付区分番号通知」の「今すぐに納付される方」ボタンをクリックし、再度、納付をお願いします。

なお、法定納期限の翌取引日が引落日の場合、再度納付しても、延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

【メモ欄】



説明日	年 月 日（ ）
法人担当者	
税理士（担当者）	